

2026年3月31日

お客さま各位

大分県信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応にかかる 当座預金規定の改定のお知らせ

平素より大分県信用組合へのご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当組合では、政府・産業界・金融界が連携して取り組んでいる「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みを行っております。

令和8年1月5日にお知らせしております「当組合を支払地とする手形・小切手等の最終振り出し期限日設定」および「他行を支払地とする手形・小切手金入金扱いの終了」にともない、令和8年10月1日より下記当座預金規定を改定いたします。

今後もより一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和8年10月1日(木)

2. 改定規定

【当座預金規定】

【当座預金規定(個人当座用)】

以上